

令和元年度三木町農業委員会
9月 定例会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

令和元年度三木町農業委員会
9月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和元年9月20日
(会議時間) 13:30～14:00
(開催場所) 三木町農村環境改善センター農事研修室
(議 題) 別紙のとおり

出席委員数 14名

1番	渡辺 正春 (欠席)	11番	井戸 俊博
2番	佐竹 一夫	12番	藤澤 勇一
3番	藤本 義伸	13番	中川 詰郎
4番	香西 俊之	14番	谷井 正隆
5番	川田 正憲	15番	鎌倉 博之 (欠席)
6番	溝渕 廣明	16番	小松 洋子 (欠席)
7番	松田 隆雄 (欠席)	17番	鎌倉 守
8番	香川 県 (欠席)	18番	高尾 壽一(会長職務代理)
9番	入倉 修一	19番	脇 博文(会長)
10番	多田 孝夫		

(事務局)

1. 山地修事務局長
2. 脇和彦主幹兼課長補佐
3. 小倉恵理副主幹
4. 松本裕司係長
5. 谷洋司主任主事

(別紙)

(1) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

それでは、9月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。今月の定例会はご案内申し上げた通り、農地法関係議案等5件と農用地利用集積計画及び農地中間管理機構の農用地利用配分計画についてそれぞれご審議をお願いします。その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議状況報告をお願いいたします。本日の出席委員は19名中14名で、定足数に達していますので定例会は成立しています。定例会議事録署名委員につきましては、高尾委員と佐竹委員をお願いいたします。それでは協会長よろしく申し上げます。

会長

ただいまより定例会を開会いたします。今月は議案案件が6件と報告案件が1件です。あと、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井戸字西土居 1筆 231㎡
地 目：田1筆
譲渡理由：高齢化
譲受理由：経営規模の拡大
権 利：所有権移転売買

番号1について説明します。

番号1は、譲受人の経営規模拡大であり、下限面積等も問題ありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは地元委員さんからの説明をお願いします。

事務局

番号1につきまして、地元農業委員が欠席のため事務局より説明します。譲受人は夫婦で農業経営をしており、自作地周辺に譲渡人の農地がありました。譲渡人は町外在中で高齢のため、売買の話がまとまったものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、承認される委員さ

んは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案第3号、農地法第5条による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について

番号1 申請地：井戸字山田 1筆 396㎡
地目：畑1筆
現況：宅地1筆
目的：既存住宅平屋建 1棟 166.62㎡
造成時期：平成14年頃から

番号1について説明します。

番号1は、無断転用の是正になります。

当該申請につきましては、無断転用になりますが無断転用部分には始末書が添付されており、周辺農地等への影響はありませんでした。その他、特筆する疑義はありませんでした。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について

番号1 申請地：下高岡字正一 1筆 375㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：住宅平屋建 1棟 128.76㎡
権利の種類：所有権移転売買

番号2 申請地：下高岡字正一 1筆 165㎡
地目：田1筆
現況：田1筆
目的：貸駐車場
権利の種類：所有権移転売買
併用地：宅地482.29㎡

番号1について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類

が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

番号2について説明します。

当該申請につきましては、土地改良区等の同意、その他法令の許認可の見込があること、他候補地と比較したうえでの代替性を満たすこと、資金に関しましては支払い可能であるという書類が提出されております。その他、特筆する疑義はありませんでした。

会長

ありがとうございました。それでは現地調査を行っていますので、担当委員さんからご報告をお願いします。

2番委員

それでは、現地調査の報告を行います。9月分の農地法関連の申請について去る、令和元年9月13日(金)の午前9時から4条申請1件、5条申請2件につきまして、協会長、高尾会長職務代理人、藤本委員、私、事務局2名の合計6名、及び担当地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にて現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4条申請 番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、始末書が添付されておりました。その他の件につきましては特に問題ありませんでした。以上で現地調査の報告を終わります。

会長

ありがとうございました。地元委員からの説明をお願いします。

11番委員

4条申請番号1について、現在誰も住んでおらず、売買するにあたり確認したところ、無断転用していたことが発覚したため是正するものです。

2番委員

5条申請番号1について、白山の南側、長尾街道沿いになります。特に問題はないと思います。

5条申請番号2について、番号1の北側になりますが、貸駐車場にするようです。排水等も確認し特に問題はないと思います。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

無いようでございますので採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定によ

る許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について承認するという委員の方は挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

ありがとうございます。満場一致で承認することに決しました。続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

番号1 申請地：鹿伏字下所 386㎡

地目：田

変更：譲受人の変更

番号1について説明します。

番号1については、承継を伴う事業計画変更になります。当初、住宅を建てる予定で転用許可が出ていましたが、所有権移転後、造成まで行っていました。計画が頓挫してしまい現在に至っておりました。このたび、別の方が住宅を建てることとなり、当時受けた転用許可を承継する形で申請されたものです。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問がありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号、農用地利用集積計画について、

(農用地利用集積計画について朗読)

今月の新規利用権設定が5件、再設定が3件で合計8件になります。

総設定面積は26,099㎡となっています。どの案件につきましても、農業経営基盤促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について報告します。

(農用地利用配分計画について朗読)

今月は3件で、総設定面積12,399㎡となっています。どの案件につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしていると考えます。以上になります。

会長

ありがとうございました。それでは、各委員さんから何か質問はありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画について承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で原案どおり承認されました。続きまして、報告案件、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号、農地法18条第6項解約通知について

番号1 申請地：田中字上田中 898㎡のうち266㎡
地目：田1筆
解約日：令和元年8月5日
解約理由：転用のため

番号2 申請地：田中字上田中 898㎡のうち266㎡
地目：田1筆
解約日：令和元年8月5日
解約理由：転用のため

番号1、2について農地機構を通じて貸し借りしたもので、転用のため、農地機構から担い手、所有者から農地機構への契約を解約するものです。

会長

ありがとうございました。報告案件ですが、何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。それでは、香川県農業会議常設審議委員会審議報告について報告します。

(資料読み上げ)

何か質問があればお願いします。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、この案件は終わります。

他に何かありませんか。

18番委員

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画について、農用地利用集積計画では、権利の受け手の耕作

面積の記載がありますが、農用地利用配分計画には記載がないのですが、農用地利用配分計画は県が示した様式でしょうか。

事務局

はい、なお、事務局の方では、農用地利用配分計画作成の際に下限面積については確認しております。

会長

他に何かありませんか。

委員一同

(無し)

会長

ないようですので、これで定例会を終了いたします。ありがとうございます。

以上、この議事録が正確であることを証するため、会長及び議事録署名委員は、ここに署名する。

令和元年9月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____